

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は入所者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 当施設の概要

法人種別・名称	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合・特別養護老人ホーム国城寮
代表者役職・氏名	寮長 前田 耕三
所在地	和歌山県伊都郡九度山町九度山1265-1
電話番号	0736-26-7706
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (和歌山県 3071301059号)

○ 職員の体制

令和6年4月1日現在

	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1名		1名
医師			3名	3名
生活相談員	介護支援専門員/介護福祉士/社会福祉士	3名【1】		3名【1】
管理栄養士	管理栄養士	1名		1名
機能訓練指導員	看護師	1名【1】		1名【1】
介護支援専門員	介護支援専門員	3名【2】		3名【2】
介護・看護職員	看護師	4名【1】		4名【1】
	介護福祉士	18名【2】	4名	22名【2】
	介護職員初任者研修終了者	2名	3名	5名
	その他	0名	2名	2名
	計	24名【3】	9名	33名【3】
	調理職員	3名	3名	6名

【 】内は兼務再掲

○ 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
生活相談員	午前 8:30 ~ 午後 5:15
介護職員	早出 午前 7:30 ~ 午後 4:15
	日勤 午前 8:15 ~ 午後 5:00
	遅出 午前 9:15 ~ 午後 6:00
	夜勤 午後 2:00 ~ 午前 8:45
看護職員	日勤 午前 8:15 ~ 午後 5:00
	遅出 午前 9:00 ~ 午後 5:45
介護支援専門員	午前 8:30 ~ 午後 5:15
管理栄養士	午前 8:30 ~ 午後 5:15

○ 施設の設備の概要

定員	80名	静養室	1室
居室(4人部屋)	20室(1室46.02~47.52㎡)	医務室	1室
		食堂	各フロア
浴室	個浴と特殊浴槽があります。	リネン庫	1室
		機能訓練室	1室
		談話室	2室

2. 当施設のサービスの概要 (契約書第4条関係)

(1) 基本理念

利用者を尊重し、笑顔の絶えない施設
地域と連携をもち、信頼される施設

養護施設との併設により、合同で四季を通じての行事・レクリエーション等、自然とのふれあいを大切に入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助に努めます。

○ サービス計画担当者 氏名 北浦 剛 (介護支援専門員)

○ サービスの内容

居室 基本的には定員4名の居室になります。

食事 朝食 8:15~ 昼食 11:40~ 夕食 17:10~
原則、各フロアにておとりいただきます。

入浴

週2回入浴していただけます。

ただし、状態に応じ、一般浴・特別浴または清拭となる場合があります。

介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

寝たきり防止のため、出来る限り離床してもらえるように配慮します。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の介助…等

機能訓練

入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。

生活相談

当施設は、入所者及びその家族からの相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

健康管理

当施設では、嘱託医師およびその指示を得た看護師により健康管理に努めます。

年2回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。

また、2週間に1回午後に診療室等にて診察や健康相談サービスを受けることができます。

(※ ただし、突発的な病気等に関しては、その都度対応させていただきます。)

理美容サービス

当施設では月2回、理容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出下さい。

ただし、手続に係る経費はその都度お支払いいただきます。

所持品の保管

居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。

ただし、預けることのできる所持品の種類や体積に制限があります。

詳しくは職員にお尋ね下さい。

レクリエーション

当施設では、誕生会・新年会・運動会・盆踊り・敬老会・忘年会等・日帰りレクリエーション、他季節に応じた行事を行います。

行事によっては別途参加費に係るものもございます。詳しくは職員にお尋ね下さい。

3. 当施設が提供するサービスについての相談・要望・苦情等の窓口

- ① サービスに関する相談・要望・苦情は、面接・電話・書面等により下記の者が受け付けます。

苦情解決責任者 前田 耕三（寮長）

苦情受付担当者 湯尻 比左英（施設長）土井 伸悟（介護長）

電話番号 0736-26-7706

（受付時間 月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで）

- ② 和歌山県運営適正化委員会

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛7階

和歌山県社会福祉協議会内（電話番号 073-435-5527）

4. 入退所の手続き

- (1) 入所手続き

まずは、入所申込書にてお申し込み下さい。居室に空きがあればご入所いただけます。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

- (2) 退所手続き

- ① 入所者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

- ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・入所者が他の介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた入所者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合

※ この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

・入所者が死亡した場合

- ③ その他

・入所者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、入所者の行動が他の入所者に対して、迷惑となる行動が頻繁になったとき、また施設の目的及び運営の方針に著しく反するときは、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに口頭又は文書等で通知いたします。

・入所者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、3ヶ月以内の入退院が頻繁となり、医療の必要性が多いときは口頭又は文書等で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。

・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

○ 入院時の居住費に要する費用（空床ベッドの対応）について

入所者が入院された場合、6日間に限り入院・外泊時加算及び居住費の対象となります。

（但し、月末に入院された場合、最長12日間算定させて頂く可能性があります）なお、当施設の場合は空床利用としての短期入所生活介護が可能ですので、入所者が入院及び外泊時の場合に空きベッドの一時借用に同意いただいた場合は、上記の加算時以外は居住費支払い対象となりません。希望する番号へ○印をお願いします。

1. 入院中の（空床利用）ベッド借用に同意します。
2. " に同意しません。

○ 基本料金の減免措置

特別措置による減額や高額サービス費の支給要件による利用者負担の上限設定があります。

詳しくは行政機関にお問い合わせください。

○ 支払方法

当月分を翌月の18日（金融機関が休日の場合は翌日）に銀行振替にて徴収させていただきます。徴収後領収書を発行します。

又、銀行振込、現金集金等につきましては、契約の際にご相談ください。

○ その他

上記の他、医療に関する物品及びレクリエーション費用等については、自己負担になります。

詳しくは職員にお尋ね下さい。

○ 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 … 事前予約制にてホールで行って頂きます。
- ・外出、外泊 … 身内の方等のご協力があれば出来ます。
外出・外泊の際には、行き先・連絡先・帰寮時間を職員に申し出てください。
- ・金銭等の管理 … 預り金品等管理要領に基づいて管理させていただきます。
- ・所持品の持ち込み … 日常必要な衣類・洗面用品以外については、職員にご相談をお願いします。テレビの持ち込みをされる場合は1,000円/月頂きます。
- ・施設外での受診（他の医療機関での受診）
… 身内の方の対応があれば基本的には、自由です。
（※ 緊急時、医師の指示がある時は除きます。）
- ・居室、設備、器具等の利用
… 施設内の居室や設備、器具等は本来の用法にしたがってご利用ください。
利用により破損等が頻繁に生じた場合、代替え品を依頼するか、賠償していただくことがあります。
- ・迷惑行為等 … 騒音等他の入所者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
- ・宗教活動、政治活動
… 施設内で他の入所者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。
- ・その他 … 心身の状態の変化に伴い居室の変更をお願いすることがありますので
ご理解、ご協力をお願いします。

6. 緊急時の対応方法

入所者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。

※ 下記の欄に緊急連絡先等をお書きください。

緊急連絡先			
氏名		続柄	
電話番号			

7. 身体拘束廃止に向けた取り組み

サービス提供にあたり、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。

- 2 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断方法として、「身体拘束廃止委員会」を設置し、身体拘束についての会議を随時行います。

なお、緊急やむを得ず身体的拘束その他入所者の行動を制限する場合は、入所者又は契約者等に対して説明して予め同意を得るとともにその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

8. 事故発生の防止及び発生時の対応

事故発生の防止のための指針を作成するとともに事故防止対策委員会を設置し、事故の発生予防に努めます。

- 2 前項の委員会は、定期的に職員研修を実施し、周知徹底を図ります。
- 3 サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び身元引受人（家族等）に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底します。

9. 看護職員と介護職員の連携による医療的ケアの対応（衛生管理推進員・・・主任看護師）

当施設では、口腔内のたんの吸引・胃ろうによる経管栄養等が必要になっても、引き続き施設で生活が続けられ、また医療的ケアが必要な方にも安心して入所していただけるよう、本来、医師・看護師等の医療職のみが行うことのできる医行為の一部を医師・看護職員との連携の下で介護職員も行うこととします。

- 2 看護職員と介護職員の連携による医行為実施に向けて医療的ケア対策推進委員会を設置し、研修体制の整備、嘱託医による看護職員・介護職員への指導や研修内容の見直しを定期的に行うなど、入所者の安全確保に向けて最善を尽くします。
- 3 実際に医療的ケアが必要になった段階で、改めて施設の実施体制を本人・家族に書面により説明させていただきます。

10. 施設入所後、加齢及び疾病等に伴い予想される状態の変化について

- ・ 咀嚼、えん下機能が低下されることにより、食事・水分摂取量の減少となり、脱水や誤嚥性肺炎となる可能性があります。また栄養不足により褥瘡等になる可能性もあります。
- ・ 下肢筋力の低下により転倒（骨折等）する危険性があります。
- ・ 認知症等の進行により、他の入所者の方とトラブルが発生し、集団生活を送ることが困難となる場合には、専門医の受診をお願いすることもあります。

11. 非常災害時の対策

- ・ 非常時の対応 別途定める「特別養護老人ホーム国城寮消防計画」にのっとり、速やかに対応します
- ・ 防災設備 自動火災報知機・スプリンクラー・非常通報装置・防災カーテン

